

| 第 12 次 第 1 回 横浜市消費生活審議会 会議録 | |
|-----------------------------|--|
| 日時 | 平成 30 年 12 月 10 日 (月) 10 時 00 分～11 時 00 分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル 5 階特別会議室 |
| 出席者 | 天野委員、石塚委員、榎本委員、大澤委員、河合委員、清水委員、城田委員、多賀谷委員、田中委員、長尾委員、星野委員、細川委員、村委員、森委員、楊委員 |
| 欠席者 | 梅本委員、大森委員、栗田委員、佐藤委員 |
| 開催形態 | 公開 (傍聴者 0 人) |
| 議 題 | (1) 会長・副会長の選出について (2) 会議録確認者の選出について (3) 第 12 次横浜市消費生活審議会の運営について ア 第 12 次横浜市消費生活審議会部会構成 (案) イ 第 12 次横浜市消費生活審議会のテーマ (案) ウ 第 12 次横浜市消費生活審議会委員所属部会 (案) エ 第 12 次横浜市消費生活審議会スケジュール (案) (4) その他 |
| 決定事項 | ○会長は田中誠委員、副会長は村千鶴子委員とする。 ○会議録確認者は天野委員、石塚委員とする。 ○部会構成 (案) のとおり、施策検討部会、消費者教育推進地域協議部会、消費生活協働促進事業審査評価部会、公募委員選考部会及び消費者被害救済部会の 5 部会構成とする。 ○第 12 次横浜市消費生活審議会の審議テーマを「若年者への消費者教育の在り方」とする。 ○委員所属部会は、会長が指名した (案) のとおりとする。 |

| | |
|----------|---|
| | <p>1 開会</p> |
| 消費経済課長 | <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。第12次第1回 横浜市消費生活審議会を開会させていただきます。会長及び副会長選出までは、事務局で議事進行させていただきます。私は、経済局消費経済課長の山口敏子と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、委員総数19名中、15名の方が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第2条により会議開催の定足数に達しております。</p> <p>なお、梅本委員、大森委員、栗田委員、佐藤委員の4名につきましては、所によりご欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となります。会議録は、要約いたしますが、原則そのまま委員名とご発言内容を公表させていただきますのでご承知おきください。</p> <p>それではまず、市民経済労働部長の江南より、ご挨拶をさせていただきます。</p> |
| 市民経済労働部長 | <p>市民経済労働部長の江南と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>皆様には、ご多忙のところ、横浜市消費生活審議会の委員をお引き受けいただきまして、どうもありがとうございます。</p> <p>当審議会は、消費生活に関する重要な事項を審議したりですとか、消費者被害の救済に関するあっせんや調停などを行うために設置された市長の附属機関でございます。</p> <p>第11次審議会では、「横浜市における市内事業者との連携・協力の在り方」というテーマでご審議をいただきまして、報告書をご提出いただいております。本市にとって貴重な提案やご意見を多くいただき、この場を借りて、改めてお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>これから始まる、第12次の審議会においても社会状況を見据えつつ、今後の施策展開について、活発なご審議をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。それではどうぞ、よろしくお願いいたします。</p> |
| 消費経済課長 | <p>それでは次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>お手元の資料1にあります名簿の順にご紹介させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、お一言ずつ願うできればと思っております。</p> <p style="text-align: center;">～ 名委員より挨拶 ～</p> |
| 消費経済課長 | <p>皆様、ありがとうございました。続いて、事務局のメンバーを紹介させていただきます。係長の田村です。担当職員の佐々木、長樂、小美濃です。これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|--|
| | 2 議題(1) 会長・副会長の選出について |
| 消費経済課長 | 部長は所用により、退席させていただきます。それでは、議題（1）「会長・副会長の選出について」に移ります。横浜市消費生活条例の規定により、審議会に会長及び副会長1名を、委員の互選によって定めとなっております。いかがでしょうか？ |
| 河合委員 | 第9次より6年間、委員を務められている、田中委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 ～ 異議なし ～ |
| 消費経済課長 | 田中委員、いかがでしょうか。 |
| 田中委員 | はい。お受けします。 |
| 消費経済課長 | ありがとうございます。副会長についてはいかがでしょうか。 |
| 田中委員 | 第10次から副会長を務められている、経験豊富な村委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 ～ 異議なし ～ |
| 消費経済課長 | 村委員、よろしいでしょうか。 |
| 村委員 | 承知いたしました。 |
| 消費経済課長 | ありがとうございます。よろしく願いいたします。 それでは田中会長、村副会長、席の移動をお願いいたします。 |
| 消費経済課長 | ～田中会長、村副会長が席を移動～ それでは、議事進行を引き継ぎますので、会長、よろしく願いいたします。 |
| | 2 議題(2) 会議録確認者の選出について |
| 田中会長 | それでは、議題（2）「会議録確認者の選出について」に入ります。本審議会では、毎回委員2名の方に持ち回りで会議録の確認をお願いしています。会議録確認者のお2人には、事務局が作成した会議録を確認いただくという形になります。本日ですけれども、名簿順ということで、天野委員、石塚委員のお2人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ～ 委員了承 ～ では、お二方、よろしく願いします。 |

年度計画です。毎年、教育部会の委員の皆様は次年度計画に向けたご意見をいただきながら、振り返りや進捗状況の確認等を行っています。なお、教育部会でいただきましたご意見につきましては、関係区局が構成員となっている庁内連絡会議の場で事務局よりフィードバックをすることにより、共有しています。

第12次審議会の部会開催見込については、第11次と同様、2回の開催を見込んでおり、部会開催以外に、毎年5月頃には書面表決により、当該年度の計画策定を行っています。教育部会については以上です。

続いて、4ページをご覧ください。消費生活協働促進事業審査評価部会は、消費生活協働促進事業の募集内容の検討や実施団体の審査・選考、評価などを行うことを目的としています。消費生活協働促進事業とは、市内活動団体から「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会の実現」に向けた取組を募集し、部会の審査を経て採択された団体に対し、補助金を交付し、団体と横浜市が協働で事業を実施する事業となっています。参考に平成30年度に採択された団体の事業内容を記載しています。平成30年度は、「消費者市民社会の実現」をテーマとした2団体の取組を採択し、それぞれ40万円の補助金を交付しております。第12次審議会の部会開催見込については、第11次と同様、4回程度の開催を見込んでおります。協働部会については以上です。

続いて、5ページをご覧ください。公募委員選考部会は、本審議会の消費者を代表する委員の一部を市民から公募し、選定することを目的に設置しています。参考に今回の第12次市民委員公募の概要を掲載しております。今回は15名の応募の中から、星野委員と森委員の2名が選考されたという結果となっております。第12次審議会の部会開催見込については、第11次と同様、2回の開催を見込んでおります。開催時期としましては、第13次の市民委員を選考することとなりますので、少し先となりますが平成32年度の開催を予定しております。公募部会については以上です。

最後になりますが、6ページをご覧ください。消費者被害救済部会は、消費者から申出のあった消費生活上の被害に対し、消費生活総合センターにおいて、被害救済のための必要な助言、その他の措置をとったにも関わらず、解決することが困難であった紛争について、あっせん及び調停を行うことを目的に設置しています。参考1として、本部会への付託の流れをご説明します。消費生活総合センターに相談いただき、3番までの流れをとったにも関わらず、解決することができなかった案件について、付託要件等の適合性を検討し、選定会議に諮った上で付託案件の決定を行います。また、参考2として、これまでに本審議会であっせん・調停を行った案件について掲載しておりますので、後ほど、ご覧ください。第12次審議会の部会開催見込については、第11次と同様、付託案件の発生により随時開催となりますが、付託案件がない場合には年1回の開催を予定しております。部会構成(案)のご説明は以上となります。

田中会長

ただいまの説明についてご意見、ご質問等はありませんか。

| | |
|--------|---|
| 細川委員 | <p>消費者被害救済部会ですが、資料を拝見すると平成 14 年から平成 16 年にかけて続けて 3 件の実績があったのに、その後 14 年間、何も実績がないというのはどういうことなのでしょう。</p> |
| 消費経済課長 | <p>ご説明させていただきます。付託案件の選択にあたっては、適合性ということでルールを定めて行っているのですが、現時点ではそのルールに適合する案件が最近はないという運用がされております。ただ、近年これでいいのかというご意見もいただいておりますので、適合性の考え方自体についても今後、ご検討いただければと思っております。</p> |
| 田中会長 | <p>付託要件がかなり厳格に決められておまして、それに当てはまるものがないということで、案件がないわけですが、付託要件が厳しすぎるのではないかという議論があり、懸案事項として存在しています。</p> |
| 細川委員 | <p>そう思って発言させていただいたのですが、実際機能しているのは東京都くらいで、それ以外では横浜市と同じく 0 件であったり、たまに案件があるくらいです。前から思っていたのですが、参考 1 に消費生活相談の流れがありますが、3 と 4 の間が空き過ぎていると思っています。3 は三者面談によるあっせん、消費者、事業者に加え消費生活相談員とありますが、これが問題だと思っていて、消費生活センターの所長など組織であっせんするという形になっていません。その次に、消費者被害救済部会などがあって、多くのところがそうですが、3 と 4 の間が空き過ぎていて、非常に被害救済部会ってどこも重いんですよね。いつも問題だなと思っていたので発言させていただいたのですが、いくつかの自治体では、弁護士を入れてあるいは消費生活センターが組織的に紛争解決を図るというのが、3 の次にあたりします。そのような仕組み作りをしないと消費生活センターでの被害救済が図れないのではと常々思っていましたので発言させていただきました。</p> |
| 田中会長 | <p>ありがとうございます。ご意見ということで議事録に残しておくということでお願いします。その他、部会構成それ自体については、皆様ご意見いかがでしょうか。要するに従来どおりやっというのですが、異議なしということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 異議なし ～</p> <p>では、事務局提案のと通りの 5 部会で構成することとします。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>2議題(3) 第12次横浜市消費生活審議会の運営について イ 第12次横浜市消費生活審議会のテーマ(案)</p> |
| 田中会長 | <p>では、続いて「第12次横浜市消費生活審議会のテーマ(案)」について議論していきたいと思えます。先ほど、事務局から部会の説明がありましたが、今後、施策検討部会を中心に審議していくテーマを決めたいと思えます。テーマ(案)について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 消費経済課長 | <p>ご説明させていただきます。まずは、今までの経過をご説明いたしますので、資料2-7ページをご覧ください。審議会での審議状況ということで、第1次から第11次までの審議テーマを参考に掲載しております。直近で言いますと第10次審議会は平成26年から審議をしていただきましたが、高止まりの状況にある高齢者の消費者被害を防止することを目的としまして、「地域における高齢者の見守りの在り方」をテーマに議論いただきました。施策への反映状況としましては、地域包括支援センターと消費生活総合センターの連携会議を議論の中でいただきましたご意見を基に、平成30年1月に発足しております。また、消費生活総合センターの認知度の課題をご指摘いただきましたので、相談専用電話番号を記載した「お助けカード」というものを作成しました。こちらは、ただ配布いただくだけではなく、困っていそうな高齢者にface to faceで直接手渡ししていただくという方法でお渡しいただいております。最近ではスマホデビューをされる高齢者の方も多く、架空請求の被害に遭う方も多ということでドコモ、KDDI、ソフトバンクにご協力いただき、市内の65歳以上の方がスマホを購入する際に、お助けカードのスマホ版をお渡しいただくという取組も行っております。2年に1度、消費生活総合センターの認知度を図るためにeアンケートを行っているのですが、お助けカードの施策を始めてから60歳代と70歳代の認知度が少し上がってきているという状況がございます。次に、第11次審議会では、「横浜市における市内事業者との連携・協力の在り方」をテーマに事業者との情報共有や従業員向けの消費者教育、事業者と連携した一般人向けの消費者教育、見守りの推進などについて議論いただきました。第11次報告書に基づく施策につきましては、現在、実施に向け関係者と調整を進めております。</p> <p>それでは、8ページの第12次横浜市消費生活審議会のテーマ(案)をご覧ください。事務局からは、「若年者への消費者教育の在り方」を提案させていただきたいと思えます。</p> <p>「1. テーマ選定の背景」としましては、皆様ご存知のとおり、成年年齢を引き下げる改正民法が成立し、4年後の2022年に施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることとなります。成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳は従来の未成年取消権の行使ができなくなり、消費者被害が低年齢化する恐れがあると考えております。図1のグラフをご覧ください。このグラフは、平成26年度から平成28年度の3か年における消費生活相談の件数を表しています。20歳を見ていただくと、18歳・19歳と比較すると約2.3倍も増加していることがわかります。このピークが成年年齢の引下げにより、18歳へずれるのではな</p> |

いかという心配があります。また、21歳になってから相談が約130件減少していることを考えると、成年になった年齢が狙われやすい傾向がありますので、若年者への消費者教育は喫緊の課題であると言えます。

また、国の状況をお伝えしたいと思いますので資料3をご覧ください。成年年齢の引下げに合わせまして、国の方では「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定しています。内容としましては、「高等学校等における消費者教育の推進」や「消費者教育教材の開発、手法の高度化」が挙げられています。資料3の6ページをご覧ください。国が作成した「社会への扉」という教育教材ですが、この教材を活用してすべての都道府県の全高校で授業を実施することが目標として掲げられています。しかし、これだけでは不十分な点もありますので、本市としましては国の動きにプラスして横浜市として何を行っていくかということをご議論いただければと思っています。

それでは、資料2 8ページにお戻りください。「2. テーマ（案）に関する課題」として、改正民法が施行される前にこれまで取り組んできた消費者教育に加え、成年年齢引下げを踏まえた新たな消費者教育に早期に取り組んでいく必要があると考えています。あわせまして、教育委員会や教育現場との連携、調整を図っていくことが重要であり、特に高校・専門学校・大学との連携は現状、十分とは言えない状況であることも課題であると認識しています。これらのことを踏まえ、「若年者への消費者教育の在り方」をテーマに「3. 具体的な審議内容（案）」にありますように、成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進や、教育委員会等との連携などについて審議会でご議論いただければと考えております。従来、審議会の報告書がまとまりますのが、2年後の9月末となりますが、このテーマは喫緊の課題でもありますので、審議会でいただいたご意見のうち、すぐに実行に移せそうなものについては、順次取り組みながら、審議を進めてまいりたいと思っております。第12次審議会のテーマ（案）についてのご説明は以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。事務局からの提案ということでしたが、これに関してご意見やご質問はありませんか。副会長いかがでしょうか。

村副会長

今ご説明がありましたように、2022年の4月以降になりますと成年年齢が引き下がってしまうので、年明けの2019年から審議を始めたとして、2020年に報告書が出てそれから準備を始めて取り掛かるとなると、結局はろくな教育を受けないまま成年になってしまう人が出てきてしまうので、ご指摘いただいたように、なるべく早く高校生についての議論を進め、高校生に関する取組みは前倒しに取り組んでいただかないと手遅れになってしまう層が出てきてしまうと思います。テーマとしてはとても適したものだと思うのですが、時間との競争の関係で報告書がまとまるまで待っていると手遅れになってしまう部分が出てくる可能性があるので、工夫をしてできる議論は先に進め、できるところは取り組んでもらうという、これまでとは少し違う進め方をしていく必要があると

| | |
|--------|---|
| | <p>思います。それから、消費生活というのは知識があるだけではダメなんですよ。知識があっても、自分のことだと受け止めて、自分の生活で活かすというスキルが必要だと思います。学校の教育で教えて知識レベルでは知っていても自分の生活とは関わりがない勉強とってしてしまうと全く役立たないということを大学で教えていて、知識があってもダメだということを身に染みて感じています。ですので、できれば、我がことと受け止められるような、今はアクティブラーニングという言い方をしますが、こういう知識があれば良いということだけではなく、どういう風にしたら自分の生活上の問題として、活かしてもらえるのかというレベルの議論をしていくべきであり、それが一番難しいのではと思っています。場合によっては高校の先生にも来ていただいて、高校生のおかれている学びに対する姿勢などを聞けるような場を設けてもらっても良いのではと思いました。</p> |
| 田中会長 | <p>審議会のテーマについては、主に施策検討部会で議論して、それを全体の会議に諮っていくということになります。村副会長からお話があったように高校生については、前倒しに議論していく必要があり、報告書が出るのを待っている間に合わないのではないかとこのもつともなご意見がありました。事務局からの説明の最後の部分でも審議会での議論のうち、すぐに実行に移せそうなものは順次進めていきたいという話がありました。例えば、高校生への対策については、審議会が出た意見が合理的なものであれば市当局としてもどんどん進めていただきたいということですが、そういう理解でよろしいでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>はい。</p> |
| 榎本委員 | <p>よろしいでしょうか。審議会から提言したものについて、具体的に落とし込んでいくというのは横浜市ではどこが担当するのでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>私ども事務局です。</p> |
| 榎本委員 | <p>やれるのでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>やれることと、やってみてうまくいかないものが出てくると思います。また、予算がつくかどうか、予算が必要なものかどうか、ということもありますが、その他に、学校教育の現場への働きかけも出てきますとその場合、学校教育の現場の理解が必要となります。うまくいくこと、いかないことはあるかもしれませんが、進めていく必要があるものについては調整しながら取り組んでいくこととなります。</p> |
| 榎本委員 | <p>経済局と区役所との関連性なども出てくるのでしょうか？</p> |

| | |
|--------|---|
| 消費経済課長 | <p>区役所は例えば、地域の方と繋がっていますので、町内会など地域の方への働きかけの案が出てきた場合は私どもとともに区役所とも調整して進めていくこととなります。</p> |
| 榎本委員 | <p>それも経済局が進めるのでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>そうですね。まずは私どもがエンジンとなって調整を進めていきます。</p> |
| 細川委員 | <p>今のご指摘は基本的なところでとても重要で、消費者行政は消費者行政だけで完結せず、例えば環境行政などが関係して来たりします。おっしゃるようにここで議論してここで提案してもそれを誰が受けて誰が進めていくのかがいつもほわっとして、その間に2年経ってしまい、また新しい議論が始まってということも考えられ、そこが難しいなと日頃、消費者教育学会の議論に携わっていて思うところがあります。例えば、東京都などはうまくやっていて審議会の委員の中に校長会の会長など、教育関係者を入れています。消費者教育は非常に大きなトピックスなのでいろいろな代表の方がおられると思いますが、教育関係の代表の方を入れるというのも、今後のことになっていきますが必要かと思えます。村副会長がおっしゃったように2年かけて提案しても動かないと意味がないですね。これまで、消費者行政と教育行政を考えた時に、消費者行政の片思いで終わってしまうことが多く、消費者行政が教育行政に協力を求めてもなかなか教育行政が振り向いてくれないという状況があったと思えます。消費者教育推進法ができて少しは改善されたと思えますが。是非、こういうものは事務局にも教育行政の方が入っていただくということではできないのでしょうか。新たに専門委員として入っていただいても良いと思えますし、提言をして終わりでは意味がないので、このような工夫をしていただくと良いと思えます。</p> |
| 消費経済課長 | <p>今ご意見をいただきましたので、第1回施策検討部会に間に合う形で、教育委員会とも調整を進めたいと思えます。</p> |
| 田中会長 | <p>この審議会は条例に基づき位置付けられているので、審議会で提言された内容は、横浜市としても実行していかなければいけないことだと思えますので、その中に教育関係者との調整も含まれているという仕組みだと思えます。ただ、検討の段階で教育関係者も取り込んでおいた方が良いのではないかというご指摘は非常に重要なことだと思えますので、事務局の方で工夫をお願いいたします。</p> |
| 大澤委員 | <p>消費者教育推進地域協議部会が設置されていると思えますが、こちらと施策検討部会の連携はどのように行うのでしょうか。一般論として教育部会の役割は理解したつもりではあるのですが、教育部会はどちらかと言えば計画の実行</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>内容を確認する部会ということでよろしいでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>施策検討部会はテーマを設けて集中的な議論をしていただきますが、教育部会の方は、横浜市が関わる消費に関する施策を網羅的にご覧いただき、予算のついている事業全部について、実績などをご覧いただいた上で例えば、もう少しこういう分野に力を入れたらいいのではといったようなご意見をいただいております。設置目的の最初に構成員相互の情報交換とあるように、さまざまな分野の方に集まっていただき相互の情報交換も行っています。</p> |
| 大澤委員 | <p>テーマとしては計画の策定及び変更なので消費者教育に限っているわけではないということでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>消費者に関わる事業すべて、ごみやエコに関することなどが入っておりそれを見ていただくことになるので、テーマ設定はありません。</p> |
| 村委員 | <p>質問なのですが、今の大澤委員からの質問とかぶるのですが、施策部会で若者に関する教育について議論をしたときに、横浜市の若者に対する消費者教育の在り方としてこういうことをしたら良いのではないかという意見が出てくるのだと思うのですが、それを市の消費者教育推進計画に反映させるような手続きがどこかにあってしかるべきではと思ったのですが、そのあたりはどのようになっているのでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>市の消費者教育推進計画は予算がついている事業全部が網羅されています。別途事務的に調整して事業計画案を立ててもらって、どこかの所管課が予算を獲得すると、計画に載るという流れになるので、逆に言うと計画に記載されれば予算がつくというスキームにはなっていません。あくまでもいただいた案をそれぞれの事業課と調整して、予算を獲得できれば計画に記載できるという流れとなっています。</p> |
| 田中会長 | <p>市の消費者教育推進計画はいろいろな部署の施策を集めたものということですが、集めるのはどこがやっているのでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>消費経済課が事務を行っています。</p> |
| 田中会長 | <p>とりまとめた計画は、議会に報告するというのでしょうか。</p> |
| 消費経済課長 | <p>審議会全体として、議会に報告するプロセスはありますが、計画自体は報告案件にはなっていないので、議会への報告は行っていません。</p> |
| 田中会長 | <p>大澤委員や村副会長のご質問を踏まえての確認ですが、審議会で決めたこと</p> |

| | |
|---|--|
| <p>消費経済課長</p> <p>田中会長</p> <p>消費経済課長</p> <p>田中会長</p> <p>田中会長</p> | <p>は、当然、市の消費者教育推進計画に載るのだということでしょうか？</p> <p>予算がつけばということになります。</p> <p>審議会で審議してそれが具体的な施策となれば、記載されるということですね。</p> <p>はい、載ります。</p> <p>それでは、他にご意見、ご質問等ありあしたらお願いします。</p> <p>では、第12次審議会のテーマについては、提案どおり『若年者への消費者教育の在り方』に決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 異議なし ～</p> <p>それでは第12次審議会のテーマについては（案）のとおりに決定します。</p> |
| | <p>2議題(3) 第12次横浜市消費生活審議会の運営について</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 第12次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 第12次横浜市消費生活審議会スケジュール（案）</p> |
| <p>田中会長</p> <p>田中会長</p> <p>田中会長</p> | <p>では、続いて、ウの第12次横浜市消費生活審議会委員所属部会（案）について、に入ります。</p> <p>資料2 9ページをご覧ください。部会については、消費生活条例第11条の規定により、会長が部会の委員を指名することとなっております。事務局の方で熟慮して指名していただいたものとなっております。例えば、消費者被害救済部会は、前向きにやった方が良いのではというご意見が細川委員から出ましたが、これは前から言われていて、（案）では、弁護士会のメンバーが3名指名されていますが、案件があれば対応できるように体制を整えているということが反映されております。このように考えられて、指名させていただくものですので、ご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 異議なし ～</p> <p>一部の委員の方には部会を兼務していただく事となりますが、よろしくお願いたします。また、ご自身の所属する部会についてのスケジュールのイメージは、10ページにありますスケジュール（案）をご確認ください。スケジュール（案）に関して、何かご意見やご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">～ 異議なし ～</p> <p>それでは所属部会及びスケジュールについては（案）のとおりとします。</p> |

| | |
|----------------|--|
| | 議題(4) その他 |
| 田中会長 消費生活係長 | <p>では最後の議題（４）その他に入ります。事務局からお願いします。</p> <p>事務局から今後の予定についてご説明させていただきます。スケジュール案をご確認いただきましたが、今後の各部会や審議会の開催日程については、開催予定時期のおよそ２か月前に、事務局から日程調整表をお送りさせていただく事となりますので、どうぞご協力のほどよろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> |
| | 3 閉会 |
| 田中会長 | <p>以上で本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>それではこれで、第12次第1回横浜市消費生活審議会を閉会します。皆様、お疲れ様でした。</p> |
| 資 料 | <p>議事次第</p> <p>資料1 第12次横浜市消費生活審議会委員名簿</p> <p>資料2 第12次横浜市消費生活審議会の運営について</p> <p>資料3 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム</p> |